

フィリピン国  
ビジネス中心地区マストランジット建設事業  
(協力準備調査(有償))  
ドラフトファイナルレポート

日時 平成27年4月20日(月) 14:01~16:57

場所 JICA本部1階 111会議室

(独)国際協力機構

### 助言委員（敬称略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野 助教  
清水谷 卓 山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA  
谷本 寿男 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授 /  
社会福祉法人 共働学舎 顧問  
長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授  
早瀬 隆司 長崎大学 大学院 水産・環境科学総合研究科 教授  
松本 悟 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 顧問 /  
法政大学 国際文化学部 准教授

### JICA

#### < 事業主管部 >

若林 仁 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 課長  
篠原 俊永 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課 企画役  
坂口 聡美 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

#### < 事務局 >

篠田 孝信 審査部 環境社会配慮審査課  
古賀 藍 審査部 環境社会配慮審査課  
土生 真弘 審査部 環境社会配慮審査課

#### < オブザーバー >

渡津 永子 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル  
田野口 太治 株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル  
下村 暢子 株式会社アルメック VPI

#### < フィリピン事務所より TV 会議参加 >

本多 彰 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル  
渡邊 千華 株式会社アルメック VPI

午後2時01分開会

篠田 それでは時間になりましたので、ちょっとJICA側が1名まだ来ておりませんが、始めさせていただきたいと思います。審査部の篠田です。よろしくお願いいたします。

本日は、フィリピン国CBDマストランジット建設事業協力準備調査のドラフトファイナルレポートのワーキンググループということで開催させていただきます。

初めに、委員の先生に主査をお決めいただきたいのですが、本日は6名の委員の皆様にご出席いただいております。回数で申し上げますと、改選後の回数ですけれども、石田委員が0回、清水谷委員が0.5回、谷本委員が2回、長谷川委員が1回、早瀬委員が1回、松本委員が4.5回ということになってございます。

本日は、5月8日の全体会合での確定を想定しておりますので、可能であればそちらもご参加いただける委員の方に主査をやっていただくとよろしいかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

早瀬委員 じゃ、少ないほうの方からいきましようか。

篠田 早瀬委員からそのようなご提案をいただきましたが、回数だけもう一度申し上げると、少ない方は、石田委員が0回、清水谷委員が0.5回、そこから長谷川委員、早瀬委員が1回ずつと続いておりますけれども。

いかがでしょうか。

早瀬委員 やられるなら、やってもいいですけど。石田先生、よろしいですか。

石田委員 どうぞ、どうぞ。お願いします。

篠田 それでは、早瀬委員に主査をお願いするというので、よろしいでしょうか。

長谷川委員 ひょっとして清水谷先生がやって.....

早瀬委員 清水谷先生も順番待っておられたのかもわからないですけど、よかったらやってください。問題なければ。

清水谷委員 いや、ちょっとなかなか難しそう。お願いできませんか。

早瀬委員 わかりました。

長谷川委員 私と回数が同じなんですけれど、私が、8日がちょっとだめなものですから。

篠田 それでは、早瀬委員に主査をお願いするという形で、お願いいたします。

早瀬委員 わかりました。

篠田 本日、オブザーバーの方も、調査団の方もいらっしゃいますので、発言の際は所属とお名前を述べた上で発言をいただきますようお願いいたします。

あと、先般ご案内のとおり、テレビ会議を2時半以降つなぎますので、ご理解のほどをいただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

早瀬主査 それじゃ、よろしくお願いいたします。

それでは、始めさせていただきたいと思いますが、前から、全体事項から進めたいと思います。

一つ目、谷本委員ですが。

谷本委員 これは、こんなものだろうかという。こういう文面が入るということで、結構です。

早瀬主査 二つ目は私ですけれども、訂正していただいたら結構です。

三つ目なのですが、説明を読めば回答のほうはよくわかるのですが、この「自動車占有率」という言葉はよく使うんですかね。自然にこれ括弧書きで「平均乗車人員」と書いてくださるのでわかるんですけれども、これが書いていないと私わからなかった。今まで環境の面から交通の問題も全くかかわっていないわけじゃないんですけれども、この言葉では理解できなかったんです。ちょっと言葉を、「平均乗車人員」のほうがりやすいですね。

4番はいかがですか。

谷本委員 これも数字が、説明がちょっと足りないというんですかね。ということで、こういうくだい質問をしましたけれども、ぜひレポートにはきちんと書いてくださいということで、了解しました。はい。

早瀬主査 はい。5番も谷本先生ですが。

谷本委員 はい。数字が幾つか出てきて、何だろうと思って、これも念押しのための質問です。そういう面できちんと書いていただければと思います。整合性をとってください。数字は特に、あると思いますので、「約」というのはつけていただいてもいいんですけれどもね。

ということで、了解です。

早瀬主査 6番は、これは、この回答にある説明をどこかへ書いていただけませんか。これはどこかに書かれているんですか、私が探せなかっただけで。

若林 記述のほうは、この回答のとおりの記述には、なっていないかと思いますので。

早瀬主査 探せば読み取れるんですかね。何か、大分探したつもりなんですけれども、どこかに根拠が。

若林 こちらは、回答としては説明という形で、ちょっとここに書かせていただく感じになって、レポートのほう、この趣旨がわかるように反映することは。

早瀬主査 方法はこのような方法でも、環境という面からすると歓迎すべき事業だと思っていますので、こんな方法でも構わないと思いますので、それ、やっぱり書いていただいたおいたほうがわかりやすいですね。よろしくお願いします。

若林 はい、承知しました。

早瀬主査 7番、8番、9番、谷本先生。

谷本委員 7番は、これもちょっと今回のレポートを読んでいて、何か足りないのか

など、説明が不十分だなというようなことで、特に便益がいくというところですよ。よくなるというところを、やはりきちんと書いてくださいと、簡潔に、ということで、こういうコメント、質問をしました。やはり因果関係をきちんと書いていただかないと、なぜかということになりますので、これもぜひきちんと書いていただきたいと思います。こういう文面でいいと思いますので、よろしくをお願いします。

若林 はい。わかりました。

谷本委員 8番は、これもソフト面の、非常に耳ざわりのいい言葉なんですけれども、じゃ、何がソフトのことなのかということ、これ説明をきちんと書いてくださいと、こういうことですねということで、了解をしました。

9番は、ちょっと最初は読んだときにあれっと思ったものですから、修正してください。はい、結構です。

早瀬主査 ありがとうございます。

では、10番、清水谷先生。

清水谷委員 PEISについて質問させてもらったのですが、Programmatic EIAというのが戦略的環境アセスメントの一つというふうに理解しているので、こういう質問をさせてもらったのですが、フィリピンではとにかく1ヵ所に同時に事業レベルの事業が起こる場合のみそれを適用するという考え方ということで、理解しました。わかりました。ありがとうございます。

早瀬主査 11番、松本委員、お願いします。

松本委員 問題意識を共有しているということで、いいんですかね、その。

若林 はい、そうですね。問題意識を共有しているという理解で結構です。

松本委員 マニラは、いろんな事業が行われる割には、事業のたびに需要が増えたりするのかわからないんですけれど、渋滞が変わらないという指摘をよく現地の人に聞くのでですね。これは、含まれているという意味なんですかね。このマストラジットネットワークが、それを全体として解消することを目的としているというふうにお答えに書いてあるのですが、これは文章上、あるいはこの計画上、そういう部分が盛り込まれているのがわかる部分というのはあったのですかね。

若林 この事業自体はご承知のように非常に、一区間だけなんですけれども。

松本委員 そうですね、スペシフィックな、はい。

若林 その上位の計画としましては、メトロマニラ、及びメガマニラを対象とする運輸交通ロードマップというものを取りまとめています。これは大きなランドデザインであり、過去の使えるマスタープランを集約して、目指すところはまさに交通渋滞の緩和であったり環境改善だという形になっています。その中に位置づけられているのがいろんな事業があるという形で、一応、その辺の位置づけは第2章ぐらいですね、冒頭の上位計画を述べているところには触れていると思っています。もし足りないというようなご指摘があれば、ちょっとそこは見直すことは可能です。

松本委員 わかりました。じゃ、後でまたそこは、はい。

早瀬主査 それでは次、代替案の検討に移りますが、清水谷委員。続きますが。

清水谷委員 主に、はい、すみません。4章の部分でかなり質問させていただいております。今回、4章のほうでは「-3」から「+3」という形で7段階で分けて、全体で「-45」から「+45」の間の評価をしますというふうに書いてあるのですが、実際には「-3」から「0」の部分であったり、「0」から「+3」であったり、結局7段階ではないという理解でよろしいのでしょうか。

若林 まず、評価のスコアのところは、必ずしも全てが7段階ではない、「-3」から「0」、「+3」になるというわけではないというふうには思います。それはそのとおりです、はい。

清水谷委員 それで、気がついたのが、その「-3」から「+3」までを評価しますというふうに書いてあって、一部では「0」から「3」とか、一部では「-3」から「0」という形で、一つ一つのスケールが全て同じにそろえていないというところで、それを全てを足してポイントが幾らかというようなロジックというのは、適切ではないというふうに考えられます。そういった意味で、4段階にされるのであれば、はっきりこれを4段階に統一して評価をしていただく必要があるかとは思っております。

そういった意味では12番、ここは4段階にさせていただけるということで、いいのでしょうか。

若林 そのような理解で結構です。4段階にそろえた形で評価を行うように修正したいと思います。

清水谷委員 この第4章のページというのは、結局オプション5に選びましたという根拠を示すんだと思うんですけども、そういった意味でも既にもうオプション5を決定したという形で既に動かれているので、この事実を、いやこれは別のオプションでもいいんだというようなことを今さら言えるものではないとは思っておりますけれども、やはりそこに、オプション5に導くところにしっかり整合性を持って説明を加えていく必要があるかと思うのですが、そういった意味で、例えばこの13番であれば、その「+1」や「+2」がどういう意味なのかと。こういうふうに書かれてはいるんですけど、もう一度これを説明していただいてもよろしいですか。13番の回答について。

若林 回答のところは、もう少し具体的に、補足いただけるようであれば、調査団から……。

下村氏 具体的な例を挙げてということですか。

清水谷委員 ですから、その上位の開発計画や政策の順守というところで、結局、評価が「0」か「+3」になっているわけですね。間の「1」や「2」がない。要は、これは実際にはあるかないかの評価であれば、別の評価の仕方もあったのではないかと。わざわざそれを「+3」というふうな重みづけにする必要があったのかというところもあります。

若林 こちらの評価については、ご指摘のとおり「0」か「3」しかない。表の中の記載ぶりもご覧いただければと思いますけれども、その具体的に、ここに含まれていますと説明できる計画があるかないかという観点で評価が行われていますので、そういう意味では特にこの「+1」あるいは「+2」というところを、明示的にどういう状態であればというところは、必ずしも具体的な形では、むしろ想定されていないというか、もう、あるかないかというような形で今は示されている形なんですけれども。

下村氏 すみません、ロードマップ調査というのをこの前の段階でやったんですけれども、そのときに提案しているケースであれば3点で、そうでなければ0というふうに、明確に基準がありますので。

清水谷委員 結局、あるかないかで、それをなぜ「+3」まで、その重みづけとして「3」までを与えないといけないかというのは、どういう根拠になるのでしょうか。

下村氏 「1」や「2」じゃなくてということですね。

清水谷委員 そうですね。かなりの数、質問させてもらっているのですが、順番どおりにいかないかもしれないんですけれども、例えば大項目Cの「社会への影響」で、その小項目の「住民移転」で、その必要性があるということで、採択されているオプション5で、「-3」になっているんですね。でも、「-3」のものでも結局、最終総得点は「+24」という形で、これを採択しますという形になっています。ポイント評価の仕方に関して、例えばある小項目について極端に悪い評価があった場合には、それを含む大項目の評価も低くしてしまうというぐらい、やはり極端に一つでも悪いところがあると、それは基本的には進めるべきオプションではないというか、逆に先に落としてしまったほうがいいようなオプションとして考えるべきだと思うんですね。それを今回、全く度外視して全て足し算でやっているというところが、その根拠が弱くなっている一つの理由だと思っているんですけれども。

坂口 すみません、主管部の坂口と申しますけれども、委員よりご指摘いただいた代替案の評価、各項目の、項目ごとの評価づけの点、及びそれを踏まえた総合的な代替案の評価につきまして、今マニラに滞在しています技術団員の方がより詳しく担当なさっていますので、よろしければ、その実際にどういうふうに具体的に検討を行ったかというのを、テレビ会議がつかないだ後にご説明させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

清水谷委員 わかりました。それであれば、この4章についての質問の部分は全て、後程にさせていただきたいと思います。

坂口 はい。承知いたしました。

早瀬主査 そうすると、先生、何番まで飛ばせばいいですか。

清水谷委員 19番まで進んだという形で、そのまま20番に続けていかせて……。

20番は、代替案の検討という、たしか二つあったのを一つにしてくださいということで、わかりました。

21番は、プロジェクト5について、例えば立体的な図などがちょっとわからなかったので想像しにくかったというところで、資料1で添付していただいたということで、理解いたしました。ありがとうございます。

早瀬主査 ありがとうございます。

では、長谷川先生、22番。

長谷川委員 22番のところは、理解しました。ただ、回答の最後のほうにある、いわゆる根拠的な説明ですね。これをやはり記載しておくとかわりやすいかなということとは思ったのですが、あるいはほかの部分で十分解説してあるので、このところではあまり言及しなくていい、そういうことがあるんですかね。ちょっと私、ここしか読んでいないので、よくわからなかったのですが。

若林 レポートの記載の仕方ですけれども、1ヵ所で書いてあるので、そちらを参照というよりは、関連するところで、言及すべき情報があれば、そこはできるだけわかりやすくするために言及すべきなのかなというふうに理解しますので、関連箇所はもちろん確認はいたしますけれども、委員ご指摘のところで、記載ぶりについては反映する形で訂正したいというふうに思います。

長谷川委員 ありがとうございます。

早瀬主査 では、スコーピングマトリックスに入ります。

長谷川先生、二つ続けてお願いします。

長谷川委員 23と24番、了解しました。ありがとうございます。

早瀬主査 25、26番、松本先生。

松本委員 25については、わかりました。この表現なのですが、住民移転ってやっぱり、確認ですけれど、こういう露天商が立ち退く場合は住民移転という言葉ですよ。英語でやっぱりResettlementというふうに国際機関が表記するのには当然含まれるのですが、何となくJICAの場合、かなり狭めて住民移転という言葉を使っている可能性を時々感じるのですが、実際はどうなんですか。例えば、立ち退かないで生計手段を失う場合も、一応そのInvoluntary Resettlementのガイドラインというか、政策の中で国際機関は見るんですけれども、どうもそれは日本語では移転というふうには呼ばないとか、後でも出てくるんですけれども、この辺についてはどういうふうに考えているんですか。

篠田 それは、審査部のほうからお答えしたほうがよろしいかと思います。後でも松本委員のご質問でも受けておりまして、Resettlementを「住民移転」と訳していて、やはり移転となると物理的に移転が伴う、これはもう当然のことなのですが、例えば今、委員ご指摘のように、経済的な移転という形で呼んでいるケースが日本語の場合だと多いと思うんですけれども、我々の内部でそういうふうに使っているケースが多いのですが、その場合もやはり生計が立てられないほどの影響をプロジェクトによって受けてしまうということであれば、移転と同等に扱って対応していますので、まず



移転に含めるというような対応を今までやってきております。

場合によっては、例えば立ち退きはしないものの一部資産が失われるとか、いろんなケースがあると思うんですが、それは結構ケースバイケースで見させていただいておまして、プロジェクトごとに対応していくというのが現状でございますので、必ずしも資産が失われるイコール移転ではないんですけれども、今、委員ご指摘のように全く生計が立てられなくなってしまう、そういう方がいらっしゃる場合は基本的には移転に入れているというのが我々の解釈ということになります。

松本委員 ちょっとそこは、ここだけで議論できるところではないですし、もう既に運用の議論が終わっている中であれですが、ガイドライン上は非自発的住民移転という項目の中に、生計手段の喪失が入っているわけですね。なので、これが大体その国際機関のものの見方で、それを含めて非自発的住民移転と呼ぶと。

なので、一番気になるのは、「住民移転はない」ということを書くことなんですね。つまり、非自発的住民移転の項目に該当するような社会影響が生じるのに、住民移転はないと書いてしまうと、それは、じゃあこのガイドラインの部分を見るのだろうかという疑問が起きてくるわけですよ。

なので、こういう質問をさせていただいているので、そこは審査部のほうでもちょっと改めて表記のところを気にしていただければということで、25番はわかりました。

26番なのですが、確認ですが、売り子への、つまり店舗を持たない売り子への調査は、文献あるいは実地を含めて、していないということなのでしょうか。

田野口氏 社会配慮のほうを担当いたしました片平エンジニアリング・インターナショナルの田野口です。実態としては、このエリアにはそのマニラ市から許可を取って営業しているベンダーと、中にはやはりその台車みたいなものを引きずって営業している方もいらっしゃいます。ただ、そういう方を私なんか現地に入ったときに、時折目撃はするのですが、その方々が一体いつ、じゃあ必ずそこにいるかということについては、全く確認はとれていません。ということで、今回の調査の中ではその方々を外させていただきました。

プロジェクトの実施後も、恐らくこの方々は、多少その路地に入ったりして営業は続けられるものというふうに考えています。

松本委員 つまり、今から、じゃあ実態を調査してくださいというのは、現実的ではないという意味と捉えていいですか。

田野口氏 はい、そのように考えています。

松本委員 片平さんといえば、最近ニュースにもなった第2メコンのとき、ネアックルンの橋のときに、そこの売り子さんたちの影響というのを調査をした。もちろんあれは舐めとめられるので、ある程度その定量化できるから恐らく調査に入ったということだと思いますし、この場合はなかなかそこが難しいというのは十分理解しますが、一方で、やはりそのリーガルであるか、ノンフォーマルであるかということ、その

支援の線引きにしていなガイドラインを持っている以上、その許可を得て営業している人でない人たちへの影響を全く考えないでいいかという、そこも少し、やや疑問があるのですが、現状、可能なことというのは何ですか。

もちろん、ここの回答に書かれているようなことを明記してくださいというのは一つの方法なのですが、それにしても実態として売り子さんたちがどういう状況なのかというのは、何か簡易な調査をすることが可能であるとか、難しいですか？

まあ、規模もちょっとわからないので、どのくらいその影響があるのかもわからないので、手間とのつり合いもとれないのですが。

特にその39番のほうに、営業実態は不明ですと書かれていたので、一方で26を読んだときには、やや楽観して、まあ大体の状況はおつかみなんだなと思ったら、36で営業実態は不明ですと書かれてしまったので、どうしようかなと思っているようなところなのですが。

古賀 審査部の古賀です。現状は、我々も、調査に現地で入っていただいた方からの情報をもとにこういったことを判断しておりますけれども、それに基づいて、恐らくこういった方々には大きな影響は出ないだろうという想定のもとで、調査対象としないというふうにしておりますけれども、委員ご指摘のように、この影響が本当になのかどうかということについては、もう一度、例えばマニラ市であるとか、現地の詳しいコンサルタントであるとか、そういったところに再度確認をしまして、本当に影響がないのかということの確認をしたいと思います。

松本委員 わかりました。じゃ、そういう方向性で少し考えます。ありがとうございます。

早瀬主査 それじゃ、27、28、長谷川先生。

長谷川委員 27番ですけれども、騒音の影響評価がこういった数式を用いてかなり厳密に行われているわけですね。これがちょっと唐突というか、違和感というか、その前までは、ほかの環境項目も同じレベルですと来て、ここだけ突然、その騒音だけ、つまりほかのAマイナー評価も社会環境とは言いながらあるわけですね。これがちょっと唐突過ぎで。もし、そのほかのAマイナーというものはどう扱われるんだというのが、ここまで読んできた人たちは疑問に思うわけですね。もちろん、ここに書いてあるように、後ろにいくと住民移転というのはまた別の章立てであるんですけれども、そういう意味でちょっと丁寧じゃないなと思ひまして、やはりこのお答えにあるように、こういうふうな記載をぜひしてもらいたいなと思うんですね。

この騒音の前後は、全体で捉えてきて、騒音に特化して、また全体で捉えるという、非常に読んでいてストーリーがどこかへ行っちゃうような記載なものですから、ぜひこの辺工夫していただくと一般の方はわかりやすいかなと思うので、こういうふうに指摘させてもらいました。

それから、28番ですね。表の11.5.11で、「重大」というのは「高」というもので統一するというのは、これはわかりました。ただ、ここの表で、「高」を使ったり「低」を使ったりという、この評価基準はどのようにこれ決めながらやったのかというのが、ちょっとなかなか見えないものですから、全般でその質問をしたんですね。

ほかの表は、Aは何、Bは何、Cは何となっていますよね。一応の凡例はあるんですけども、そのほかで使っている「A」「B」「C」と、ここでいう「高」とか「低」とかいう、この統一性はどうなっているのかというのが、やっぱり疑問に思うわけですね。

それぞれの箇所で、それぞれの予測評価をして、それぞれの結果がこう出てきてあって、我々、読むときにこれをどう理解していったらいいかというのがよくわからないものですから、その辺の基準がどう関連しているかというのが、この28の質問であったんですね。

お答えでは、評価基準がどうかというのは、ちょっとここにはないんですけど。もし今の段階でわかるのであれば、ちょっとその辺、口頭で結構なので、ヒントでもいただければありがたいのですが。

渡津氏 環境社会配慮を担当しておりますオリエンタルコンサルタンツグローバルの渡津です。ご指摘いただいたもの、補足資料のほうに改めて示させていただきました。こちら、通常JICAですと「A・B・C・D」評価となっているんですけども、今回、フィリピン側の制度で、フィリピン政府に対してEIA文書のほうを提出させていただいておりますが、補足資料をめぐっていただいて、右側の右上のところに、JICAでいう「A・B・C・D」と、今回「高・中・低・影響なし」というふうに評価をしたところの考え方のほうを、ちょっと整理をさせていただきました。

やはりJICAでいう「B」という評価でありまして、やはり住民との対応で何らかの対策をしたほうがいいなというところに関しては、若干ちょっと重みづけを中と低で変えて、対策案をまとめたりだとかしておりまして、その関係で中低というふうに分けて評価をしていたりしております。

あと、すみません、もともと、なぜ騒音・振動だけ飛び出しているかというところなんですけれども、前回のスコーピングのときに、特にその振動あとは地質の条件等はしっかりとフォローしてくださいという助言をいただきましたので、それでちょっとDFRのほうには特出しして記載をしております。これを見ただけではその全体的な流れが、なぜこれだけ飛び出しているかというご指摘はもっともですので、そこはちゃんと補記をするようにしたいと考えております。

以上です。

長谷川委員 ありがとうございます。例えばその、今説明してくれたこのJICA区分と本調査における評価のこの表などは、追加的に入れ込むということなんですかね。はい。ありがとうございます。

早瀬主査 では、29番ですね。

谷本委員 ぜひ、これは文化的、歴史的遺産ですね。ぜひ、次の世代につながるように対策を考えてください。それで結構です、これで。

早瀬主査 30番、松本委員。

松本委員 これも結構です。

早瀬主査 環境配慮、31番ですが、これは、「Ncm<sup>3</sup>」ですよ。じゃないんですか。「Ncm」でいいんですか、これは。

渡津氏 このように、フィリピンの気象のほうは、はい。

早瀬主査 うん、でも、日本人がやって、フィリピンでどういう表記しているかわかりませんが、「Ncm」という単位、科学的にはないですよ。単位体積中の汚染物質の量  $\mu\text{g}$ 。

渡津氏 そうですね、はい。立米です。すみません。

若林 ご指摘の単位、そういった形に直します。

早瀬主査 32は、結構です。あまり変動がないという前提なんですね、汚水処理水の水質には。

若林 はい。

早瀬主査 わかりました。

33にいきますか。それとも、つながったんでしょうか、あれは。

古賀 はい、つながっております。

早瀬主査 そうしましょう。

古賀 そういたしましたら、先ほど飛ばさせていただきました代替案の検討について、調査団につながっておりますので、お願いいたします。

早瀬主査 12から19でしたか。

清水谷委員 はい。

坂口 すみません、調査団の本多さんと渡邊さん、JICA本部の坂口ですけれども。

本多氏 はい。

坂口 委員からのご質問事項のうち、12番から19番にかけてなんですけれども、お手元3ページ以降になります。こちらの代替案の検討に関して、評価項目や評価方法に関する質問になっているんですけれども、ちょっとこちら、実際にこちらの項目を担当されたお二人のほうから直接ご説明をいただけないかと考えておるんですけれども。

本多氏 すみません、ちょっと少し聞こえにくいのですが、まず12番についてということでしょうか。

坂口 はい。

若林 本多さん、聞こえますか。

本多氏 はい、聞こえております。

若林 12番から19番につきまして、順番に評価の基準、それから評点の考え方を改

めてご説明をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

本多氏 はい。

渡邊氏 すみません、調査団の渡邊です。12番のほうから順を追って説明させていただきますけれど、まず12番についてはご指摘いただいているとおり、説明の部分のほうでは7段階で説明していると書いてあるんですけど、実際の評価については「0」から「+3」、もしくは「-3」から「0」の4段階で全て評価しておりますので、説明文のほうを修正させていただきたいと思います。

清水谷委員 わかりました。

続いて、13番お願いしてよろしいですか。

渡邊氏 13番については、上位政策についてですけれど、基本的に今回対象になったものはロードマップ調査で行った、昨年大統領に承認されたロードマップが対象になっておりますけれど、そちらの上位政策のほうに全く同じ事業のほうに記載をされている場合については「+3」点、おおむね内容が一致しているけれど、例えばその路線が若干違うなどといった場合には「+2」点で、方針等から一致している場合は「+1」点という形で評価させていただいています。

清水谷委員 わかりました。後でまとめて質問させていただきたいんですけど、続いて、14番は、どうでしょうか。

渡邊氏 14番については、実施体制についてになりますが、既に体制として整っているものをそのまま使える場合、例えばLRTAとかになりますが、それらの機関をそのまま対応可能な場合は「+3」で、逆に体制としては整っているけれど何らかの変更点が必要等になる場合は「+1」点という形になります。

清水谷委員 わかりました。

渡邊氏 そのまま、15番に続けてよろしいでしょうか。

清水谷委員 はい、どうぞ。

渡邊氏 コメント15について、需要面でのコメントとなっていたんですけど、実際に考慮しているのは乗客需要そのものだけではなくて、周囲等の交通渋滞緩和によって追加で公共交通利用者に対して需要者が発生が期待できる場合を考慮しておりますので、需要だけを見た場合には30万人以上、1日当たり30万人以上が利用される場合には「+3」点、10万人以上であれば「+2」点、10万人未満であれば「+1」点とさせていただいておりますが、それに加えて、例えば現段階でジープニー等を利用しているほかの公共交通利用者に対しても受益者が見込める場合には「+1」点というような形で加点をしています。

清水谷委員 そうなると、例えばオプションの6番は、ここでは交通需要が2万6,000人/日いて、渋滞緩和による受益者を見ていますが、これも単なる「1」ではなくて「2」になるということになるのではないかと。

渡邊氏 すみません、プロジェクト6の場合には、確かに渋滞緩和による受益者は見

込めるんですけど、ほかの路線と比較した場合にその絶対数が少なく見込めるため、「+1」点の加点はありません。

清水谷委員 わかりました。質問自体、ちょっとまとめて後でやりたいと思いますので、その次をお願いしてよろしいですか。

16番を。

渡邊氏 16番についてですけど、当方のミスになります。こちら、住民移転による露天商の移転も含まれておりますので、「-3」という形になります。

清水谷委員 17番なんですけれども、コメントをいただきましたが、通常、スクリーニングで大きな幾つかたくさんある数の中から絞り込んでいく手段として、手法としては、一般的にその極端に点数の低いものというのは削除していくというようなやり方をよく見受けられるものなのですが、このたびは一応、「-3」に相当するものがあるものが結局一番推奨されるオプションだという形になっているんですけども、ちょっとこの説明では少しまだ弱いような気がするんですけど、どうでしょうか。

渡邊氏 今回「-3」がついている点についてですけども、項目としては住民移転になりますが、実際に移転対象となっているのが、ご承知のとおり露天商が対象となっております。絶対数のみを勘案してしまいますと確かに「-3」となるんですけど、プロジェクト全体で考えた場合、決してその露天商を移転するということだけの影響だけではなくて、むしろ露天商に対しては、移転を実施することによって、例えばトレーニング等を行ったりとか、よりよい場所での事業補償ができますとか、また、対象地区に対しては、彼らを移転させることによって交通渋滞の緩和等につながりますので、「-3」でついてしまっただけではありますが、それだけで今回の対象から除外するようなことは考えておりません。

清水谷委員 わかりました。また後でちょっとディスカッションさせてください。続いて18番お願いします。

渡邊氏 18番についてですが、交通アクセスの向上については、今回プロジェクトを実施することによってどの程度、交通が向上されるかということであって、二つ目のほうで指摘されている「プロジェクト/アクションの緊急性」については、プロジェクトを実施することによる影響ではなくて、現時点でどの程度その現在起きている課題に対して緊急性が認識されているかということなので、決して同じ指標とは考えておりません。

清水谷委員 例えば、こういう質問を今いろいろやっているんです……まあ、19番もお願いします。

渡邊氏 19番についてですけど、評価指標Aの政策全体の中にある「より上位の開発計画/政策の順守」とオーバーラップしている点があるということですので、ご指摘のとおり、その「上位計画に記載されている」という文面自体は今回の指標Eのほうからは削除させていただきたいと思います。

ただ、実際の評価基準については、既に調査等が実施中であるとか、実施済みである、もしくはその対象プロジェクトが承認されているかどうかといったことになりまますので、Aの政策全体との整合性といったものとは異なる指標になっております。

清水谷委員 わかりました。では、ちょっと全体的な質問をさせていただきたいのですが、このたびの評価の項目、「A・B・C・D・E」という形で、この五つの評価分野ということで整理されているんですけども、一般的に、経済的側面や社会への影響、それから環境というのは、一般的によく使われる三つのカテゴリーとも言われています。この度は、そのほかに「政策全体」や「プロジェクト実施の能力」というのがありますが、この二つがかなり似通っているのではないかという気がします。わざわざ二つ設定する必要があったのかという疑問が出てきます。

一つは、やはりその政策全体で上位計画があって、あれば、やはりそのためにフィージビリティ・スタディーなんかもやっている調査も出てくる可能性もありますし、だから、それがどこまで進んでいるかというところで、その大小を測定する形になっていますから、それは結局、上位計画があって、それをどこまで今進んでいるかというだけの話なので、そのAとEについてはかなりオーバーラップしている内容を訊いているというふうに理解できるんですけど、どうでしょうか。

渡邊氏 フィリピンの場合ですと、上位計画のほうに記載されているからといって、10年、20年動いていないようなプロジェクトもたくさんありますので、それらに対して、上位計画に記載されていて、なおかつ実施体制が整っていると、既に調査が進んでいるといったことは、別指標で評価することに意味があると思います。

清水谷委員 今の説明を聞いても私としては、AとEをもう少しきちんと整理をすれば一つの指標で出せるのではないかという気はします。

それから、政策全体で気候変動の貢献というのも出てきますが、これも「3」から「1」というような形で出てきて、果たしてそれが「1」から「3」までのそんなに大きな幅を持たせて評価するべきところなのかどうかという気もします。

それから、経済的側面についても、一般的には、その費用対効果の比較でもって、その経済的にどのくらい効果があるかという形になるかと思うので、そのプロジェクトにどれだけの投資をするかというところも比べて、どうなのかというふうな議論をしないと、お金をたくさんかけたらそれだけ効果が上がるものなので、それが、いい点数になるというのは当たり前になってきますし、その部分がこの説明では、今回つくられたクライテリアでは直接示されていないような気がしますが、どうでしょうか。

本多氏 すみません、こちらから回答でよろしいでしょうか。

清水谷委員 はい。

本多氏 今ご指摘の点ですが、評価項目自体に重複があるという点と、あと、重みづけの点だと思うんですけども、実態としてはこういう評価項目をつくるに当たっていると試行錯誤しながらやってきたわけなんですけれども、大きく評価の順位

が今のご指摘を受けて入れかわるということではないと思うのですが、ご指摘の点を踏まえて、もう一度重複なく、あるいは重みづけ、それから、あるいはその先ほど最後にご指摘があったコストとの兼ね合いといったところを、もう一度確認した上でファイナルレポートに反映させたいと思います。

清水谷委員 了解しました。ただし、単なる数値の足し算ではなくて、例えばこちらから一つ助言ができるとすれば、この「A・B・C・D・E」の中で、優先順位がかなり高いというものがいくつかあるかと思うんです。例えば、そのプロジェクトの成熟度であったり、プロジェクト/アクションの緊急性だとか、かなりそういうところを重要視されているようであれば、逆にそういうものがあるかどうかというのを先に評価をして、それに合致していないものは先に落としてしまって、その後、その絞られたものをさらに三つの評価、環境と経済と社会的評価をすとか、一つ一つ評価を枝分かれさせて進めていくようなやり方でいけば、まだその絞り込みに向けて理論立てて絞り込めるはずだと思います。

本多氏 ただいまご指摘いただいた点でございますが、もともとこの調査の前段でロードマップ・スタディーというのがございまして、その中で、一旦その、これで対象にしているようなプロジェクトに近いプロジェクトが提案されておりまして、それをこの本調査、首都圏ビジネス中心地マストラランジット建設事業準備調査の中では、それを、まあロードマップというのはいわゆる優先順位がついていない調査でございましたので、まず、それを包括的に見て評価するというので、実際に調査団の中でも土木、いわゆるそのF/Sでやるような各メンバーがいろんな視点で取り組んだということで、今ご指摘があったような、もう少しその、いわゆるマスタープランなどでしたら、ご指摘のように段階的に案を絞って行って、短期プロジェクト、中期、長期というふうな順位づけをしていくというのも一つの手法かと思うのですが、今回のこの調査の性質上、どうしてもその通り一遍に全てを同じレベルで評価したと、あるいは調査した結果を評価したという手順になっております。

ただ、レポートのまとめ方として、ご指摘の点も検討してみたいと思いますので、もう一度、ファイナルレポートの場合に、そういった手法がいいのか、あるいは今回のような横並びでしたほうがいいのかについて、もう一度検討した結果をご報告したいと思います。

早瀬主査 よろしいですか。

清水谷委員 わかりました。

早瀬主査 では、今の……どうぞ。

石田委員 今、対象となっている、関連して質問よろしいですか。すみません、石田です。表の4-2というのは高プロジェクトの評価で、一つだけちょっと質問させていただきます。

C、社会への影響の貧困削減のところ、5番が「2」がついているんですね。ほと



んどほかのプロジェクトが全部「1」なので、この「2」がついた理由は何なのか、教えてください。聞こえていますか。

本多氏 はい、聞こえております。

渡邊氏 渡邊です。プロジェクト5だけが「2」がついている件についてですけど、このプロジェクト5についてのみ、今回の露天商の移転が発生するというので、その露天商の移転自体がマイナス評価になりますけれど、先ほどもご説明したとおり、その移転をすることによって彼らに新しいビジネス機会等を与えることができるということで、プラスアルファの評価をさせていただいています。

石田委員 ちょっと待ってくださいね。スコーピングでは何かマイナスがついていたような気がするんです、そこ。私の勘違いなのか、そのスコーピングのところで、やっぱりここは経済関係はマイナスがついていたような気がしたので、あれ……。

古賀 この点につきましては、調査団の内部と、それからJICA側できちんと、何といたしますか……

石田委員 これですね、11の36ですけども、第11章、36の13番、これ調査結果ですけども、13番、非自発的住民移転、これ露天商ですよ。その丸ポツ3番目に、移転による現在の収入レベルが維持できない可能性があるという項目が出ているんです。だから、つまり調査の結果としての一つの事実としては、移転先において生活レベルの向上の可能性もあるけれども、収入のレベルが維持できない可能性もあると。Opportunityはあるけれど、セーブエコノミックレベルが維持できないんじゃないかという懸念もされているので、ちょっと整合性をとっていただけるとありがたいなというふうに感じました。

以上です。すみません、そこがちょっと気になりました。

本多氏 ありがとうございます。スコーピングの結果と、もう一度各項目、照らし合わせまして、整合している内容に修正したいと思います。ありがとうございました。

早瀬主査 よろしいでしょうか。

それでは、33に飛びます。石田先生。

石田委員 33番、ご説明ありがとうございます。私がちょっと見落としていた点を簡潔にご提示していただいたということで、大変助かりました。そういうことがあるということで、とっても安心しています。

一方、質問に書いたのですが、便利になることがあれば機能の集中が不便になることはないのでしょうかと。例えば、非常に卑近な経験で申しわけないですけども、マニラでLRTなんかを使うと、駅によってはすごく並ぶんですよ、バスのターミナルとか一緒になっていると。すごく不便。思い切りそこにいろんなものが、また、トライシクルが来ていて、歩くのに時間がかかったりとかして、集中化を招くがゆえに、その集中化をうまくさばくシステムが日本のように恐らくできていないんですね、信号だとかいろんなものが。そのことによって、並んで時間がかかるということもある

し、それから周りが非常に混むというマイナスの面もあるんじゃないかというふうに思ったので、利用者の目から見ればプラスもあるけれどもマイナスもあるんじゃないかなというふうに思った次第です。

そういう点も少し、もし書けるのであれば書いていただけるとありがたいなというふうに思っています。

以上、コメントです。

若林 恐らく、書けることとしましては、具体的な対策までちょっと盛り込めるかはともかくも、その課題として、現実的におっしゃっているとおりだなと思いますし。

石田委員 どうしても集中しますから、皆さん。

若林 そこは多分、体系的にその整理、調整しようという形になっていないという、もう一つの課題とつながっている部分だとも思っていますので、その辺の視点を盛り込むように配慮したいと思います。

石田委員 ありがとうございます。

34番、はい、そのように追記していただけるとありがたいです。

それから、そうですね、35番も、はい、そうしてください。

36番も、はい。供用後のプラスはプラスとして、きちんと書いていただければというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

早瀬主査 では、37番、松本先生。

松本委員 用地取得、住民移転の方針のところなのですが、ご回答についてなんですけれども、私が一番わからなかったのは「移転として扱う」ということの意味で、それに対してご回答として、その「移転として扱う」というのは物理的な移転と同様の補償と。一方、資産の一部を失う場合は、失われたものに対して適正な補償と書いてあって、ちょっとよくわからないのは何かというと、その、生計を維持できるかどうかはご本人たちが維持できるかどうかを考えるので、これ、どういう基準でこういうこの二つ……ちょっと待ってください、うまく整理したいんですが。

当然、移転をする人には、移転費用等が出るのは、ガイドラインに書かれており、移転はしないけれど生計手段を失う人にとっては、その生計手段を失ったものに対して補償がなされたり、生計回復策が両方とも行われたりすると、これはもうガイドラインに書いてあるとおりなので。

ここでよくわからないのは、そういうガイドラインを持っておきながら、これは移転として扱う、これは移転としては扱わないということが書かれているのに違和感を感じているんですね。移転として扱うかどうかは、ご本人たちがこの状況では移転をしますと言ったり、あるいは生計が成り立たないので移転が必要であるというふうに判断した場合、移転として扱うのではないかと。こちら側から、いや、あなたは生計を十分これで成り立たせるのだから、移転はだめですよというふうに言うのかどうか。

ここの趣旨がよくわからないんですよ、私、実は。こういう文章に今まで出会わなかったので、JICAのガイドラインの中で。もう一度、ここで言わんとしていることを教えてほしいんですが。

回答に書いてあることは、ガイドラインをそのまま書いてあるのと同じで、移転する場合はこうですよ、移転をしない場合はこうですよと書いてあるだけで、「移転として扱う」というのはどういうことなのか。こういう人は移転として扱わないよと、仮に移転をご本人がしたとしても、移転としては扱いませんよというふうに聞こえるわけですよ、「移転として扱う」とか「扱わない」というのは。

つまり、要するに「扱う」というのは、本来であれば移転ではないのに、これは「移転として扱う」とか、その「何々として扱う」ということの意味がよくわからない。言っている意味、わかりますか。

篠田 審査部の篠田です。多分、私のほうから答えたほうがいいのかと。すみません、ちょっと私、本文のほうをちゃんと読んでいないので、読んでいないというか、全部の流れでこう見ている、精査しているわけではないので、ちょっとその一般的な議論のほうということになろうかと思います。

今、委員のご指摘の移転として、移転をしているのに「移転として扱わない」、移転をしているのに「移転として扱う」かどうかの判断というのは、もちろんしなくて、移転をしているのであれば、それは移転なので、そこはガイドラインをそのまま読み取っていただいて、多分、「移転として扱う」と。

そこで、移転をしている人に対して、あなたは移転をしているんですか、どうですかという判断を入れるということではないというのは、ご理解をいただきたいということですね。これが1点と。

さっきの理論とちょっと通じるのですが、では、そのプロジェクトが影響して、例えば生計の手段を失ってしまうものの、その人はそこに居続けられる人、つまり移転はしていないけれども生計が崩れてしまう人に対して、どういう補償をするかというのは、多分ケースバイケースだと思うんですね。

例えば、そういう人の生計がもうほとんど削られてしまうと、もう生活ができませんというのは、ほぼ、そこにはいられなくなるということなので、移転とみなして、移転と同じような補償をするというのが考えられるかと思います。多分これはほかの国際機関でもやっているのではないかなと思います。

ただ、他方で、例えばその人はそこにいられるし、資産もほとんど失わないんだけど、生計を少し失ってしまうとかですね。そういう人たちに対しては、例えばそれに対して補填をするとか、いろんな支援をするとか、そういったいろんな補償の手段があるかと思います。そこで、そういう、ガイドラインでいうと必ずしも移転はしないんだけども何らかの被害をこうむる人、これは多分、ほかのセーフガードポリシーだとか、そういったところでも、明確にどういうふうに支援をすればいいのか、

何%失ったら、じゃああなたは移転なのかどうなのかということは、多分書かれていないと思われますね。そこについて、それぞれ判断をかけて、そのPAPsになる人が生計なりその生活を維持できるような適切な水準をやるというのが、ガイドラインの考え方だろうということだというふうに認識しています。

なので、すみません、「移転として扱う」かどうかというのは、そういった、移転ではないけれども被害をこうむる、そういったときにどういう補償をするのかというところでの判断が入りますよと、そういうことだというふうに認識をしております。

ちょっと余計わかりにくかったかもしれませんが。

松本委員 つまり、一般論として、JICAはそうしているということですか。

篠田 一般論として。

松本委員 ええ、今まさに、一般論としてお話をしてくださったのですが、例えば、例えばの例によって動かされてしまうので、例えばはしたくないんですが、まあ、じゃあ古い話を持ち出しますと、カンボジアの国道1号線で、セットバックがたくさん出たと。セットバックをした人たちが相当土地はとられるけれど、これは補償の対象ではなかったと。だって、そこであなたたちいられるじゃないですかと。でも、住民からすると、いや、それは資産を失っているということになって、その結果動く人もあらわれるだろうけれど、これは、じゃあ自発的移転としてみなして、移転の費用はこういうケースは出さないと、こういう意味ですか。

篠田 そこは多分、一般論としてはお答えづらいところだと思うんですが、多分そういったところをケースバイケースで、ガイドラインに照らして判断していると、そういうことだという……

松本委員 いや、こういうこと書きましたか、これまで。だって、全てにあり得ることじゃないですか。資産の一部分を失って、それで生計が維持できないようであれば、それは移転としてみなすなんていうのは、多分、一般論ですよ。でも、私が経験した助言委員会の文案の中で、こういう文言を見たことがあまりないんです。

篠田 私も実はここで、こういう形で明記されるケースというのは、あまり、見たことないです。こういうケースは多分、書かれるとすれば、まさにそういう人が具体的に想定されて、そういう場合にケースAの人にはこういう形で補償、ケースBの人には補償プラスこういう支援とか、そういった具体的なものを想定して書いているということだと思うんです。

ですので、今回さらにこういったケースの人が、該当がないにもかかわらず、こういうような記載をしてしまったがゆえに、非常にわかりづらい、多分こう補償方針としてどういうものなのかということがよくわからないようなことになってしまっているの、やはり理解しづらいということであれば、そういったものは削除するべきだと思いますし、そういうような形で。

松本委員 わかりました。そうなんです。しかも該当する人はいないと書かれてし

まって、どうしようと、考えただけ損だったかなと思ったんですけど、まあ、わかりました、はい。ありがとうございます。すみません、お時間をとりました。38はこれで、理解です。

それから、39ですけど、これは先ほど26との関係で別途、助言に入れ込もうと思っています。

40番については、了解いたしました。

41番についても、了解をいたしました。

42と43についてですが、11-72の表を見ていて、もう一つやっぱりまだわからないことなので教えていただきたいんですけども、この表11の11の6、エンタイトルメント・マトリックスですが、まず、1、2、3、5となっていますが、これは1、2、3、4の間違いであるということはわかりました。

その上で、3の収入の損失のところですけども、これ三つあるんですが、この意味がいまいちよくわからなくて、「以下の要件を満たす露天商」って、例えば一つ目と二つ目は、「仮移転地に移転し、移転地において営業を継続している者」というものが、上には入っていて、下には入っていない場合、この三つを全部満たす人は右の補償内容で、最後の3ポツ目がないものは2段目の補償内容なのか。これってどういう意味なんですか。やっぱり多分、ご回答を読んでみて、このことの意味が僕、もう一つよくわかっていないかなと思ったのですが。

ごめんなさい、ポツ、四つあるのか。上の三つのポツは共通していて、最後の「仮移転地に移転し」というところだけは上にしかない。この場合、どういうふうに読むんだらうと。四つとも条件に当てはまる人は上の段の補償内容で、三つしかない人はこの2番目の段の補償内容なんですか。

田野口氏 片平の田野口です。上の段と下の2段目とは、ちょっと切り離れた形で、上は基本的に皆さん該当します。それとは別に、1年後に収入回復が図れない場合という形で設けているということです。

松本委員 それは仮移転地に移転し、移転地において営業を継続した人は、1年後に収入回復を図れない場合に、低利の融資は受けられないという意味ですか。

田野口氏 仮移転地に移っても、1年後に収入回復が図れなければ、支援をするということです。

松本委員 そうすると、これ、1段目と2段目、要らないんじゃないんですか。一緒にして全部の補償内容じゃ、どうしていけなかったのかが、よくわからないんですけど。

古賀 2段目は、1年後ですね。1年後に社会経済調査を実施しまして、その時点で収入回復が図れていないPAPsに対して、1年後に追加で。

松本委員 いや、そうなんですけれど、でも、その場合にその4ポツ目の、「仮移転地に移転し、移転地において営業を継続している者」というものが消えますよね、下

に。上には四つポツがあるのに、2番目にはポツが三つしかないですよ。

田野口氏 1番上の段は、基本的にその、こちら側で用意した移転地に移ってくれるということを原則にしています。それに対して、2段目以下というのは、そうではない、自分で別の場所を探して行かれる方もいるだろうと、そういう方々も含めて、その1年後にモニタリングをして、お手伝いをしようということです。

松本委員 意味としては、そういうことなんですね。いや、とにかく我々、文章だけで議論をさせてもらっているの、この表を見せていただいたときに。

早瀬主査 理解できないね。

松本委員 わからないんですよ、今、言わんとしていることが。つまり、繰り返しになりますけれども、これは要するに2段階に移転をするわけですよ。ですから、まず最初に仮移転地に……やっぱりよくわからないか。

これ、仮移転地にすら行かないで、自分で移転地を探す人の補償内容も入っているんですよ。

田野口氏 そうです。はい。

松本委員 そうしたら、受給権利者はおかしくないですか。上の段。だって、これ、仮移転地に移転した人を前提にしているのに、補償内容には「自身で移転地を探す者」と書いてあるから、てっきりこれは仮移転地から本移転地への移転だと私は思ったんですよ。だって、受給者が仮移転地に移転している人を受給対象にして、その補償内容に「自身で移転地を探す」と書いてあるんだから、じゃあ仮移転地から次のステップの移転のことかなというふうに読めてしまうって、わかりますか。

若林 わかります。多分この表はちょっと、整理の仕方が混乱していると思いますので、恐らく受給対象者の定義をまず明確にして、それに対応した補償内容をクリアに整理できればいいのかなと思いますので、今ご指摘あったように、3ポツの一番上の欄ですと、権利者のところに「仮移転地に移転し」というのが、これが前提になっているにもかかわらず、右側でオプションBが存在しているということで、矛盾しているということなので、ちょっとそこを整理をさせていただきたいと思います。

松本委員 わかりました。その上で、これでやっとな質問の内容に入れるんですけども、その上で伺いたいのは、1年後に収入回復を図れない場合は、こうした少額給付の支援があるというふうに書いてあるわけですが、これは、なぜやっぱり1年後なのかわからなくて、でも、この回答によれば、1年経っていなくてもモニタリングの結果、そうでない場合は対応できるというふうに書いてあるんですけど、これはこの表の中にはないという理解でいいですか。今のところないと。

だけれど、方針としては1年経たなくても、例えば1カ月分の収入補償だけ、例えばその部分は営業していないから1カ月分の補償なんでしょうけれど、営業開始したものの、やっぱり今までの仕入れルートはだめになったとか、移転先が、場所が変わったことによって客層が少し違ってだめになったとかいう可能性もありますから、それは

別に1年を待たなくても、営業再開してみたけれどもうまくいかない場合に、モニタリングの結果として対応はするという方針である、という理解でよろしいですか。

若林 はい、そのような方針で一応、回答としてはそういうふうに書いて……

松本委員 なるほど、わかりました。じゃ、それは追記してほしいということは、十分に現実的にあるということですね。わかりました。すみません、長々と。

これで恐らく、43まで終わって、最後は、再移転地の整備が遅れた場合の対応については、どこかに書かれているのでしょうか。何分にも移転が2段階なもので、私も十分に理解し切れてないと思うんです。仮移転地にいる間とはともかく、最後の最終的な移転場所の整備というのは、これからですよ。それが例えば早くなったり遅くなったりするということはあると思うんですけど、それに対しては柔軟に対応する旨は、どこかに書いてあると理解してよろしいんですか。ちょっと私自身はあまりわからなかった。

じゃ、その最終的な移転地の整備、そこへ移転するまでの間には、そういった補償の権利があるとか、そういうふうな理解でいいということですよ。それが例えば今は3年半の計画ですけど、前倒しになれば3年になるし、もっとかかればその間は一応仮移転地で得られるその補償の対象内、例えばこういった低利融資であるとか、そういうようなものの対象内であるというふうに理解してよろしいですか。

若林 はい。

松本委員 わかりました。じゃ、それを前提に助言案を後で書きたいと思います。

早瀬主査 ありがとうございます。

では、続いて45番、お願いします。

清水谷委員 45番と46番は関連しているのですが、ちょっと確認なんですけれど、回答は頂いたんですけど、DFRの中で、このたび、その不法に露天商が占拠をしてそのビジネスをやっているというところで治安が悪くなっているということが、DFRの中で書かれていまして、それでそのオプション5に相当するところは、それがなくなるから環境も改善できるというようなことも書いてあります。

ですから、ある意味その治安の悪化という部分を項目としても残したらどうかというのが一つありますし、それから、次の46番でも、では分散させたら悪化が薄まるのではないかというふうに提案したんですけども、ビジネス上その分散することは集客が見込めないということで、そのオプションから外されているというところなんですけれど、実際にこれは、ある不法に占拠している露天商が固まってまた別のところに行くということであれば、治安自体はその移った先でまた悪くなるのではないのですか。何で一概にその治安が改善されるというようなことになるのかというか、その部分をちょっとご説明いただきたいんですけども。

田野口氏 片平の田野口です。今このベンダーの露天業のシステムというのは、マニラ市が去年の5月からスタートさせているシステムです。それ以前は、何も仕切りが

ない状態でベンダーがやっていたというふうに聞いています。そういう中では、やはりいろいろ治安上の問題もあったかと思うのですが、今そのマニラ市のほうでベンダーの仕切りをしている中では、そういうものが比較的抑えられているというふうには、ベンダーの個別の話から聞いています。そういう中では今の形で移転を、まとまったところで移転をすることで、そう大きな問題は出てこないのではないかというふうに考えています。

あと、移転地なのですが、もうほとんどこの隣接地になりますので、そう移転によって大きく環境が変えられるというふうにも考えておりません。

清水谷委員 では、DFRの中で、現在オプション5に相当する箇所において、治安が悪いとおっしゃられているんですが、実際には新しい制度がもう既に施行されているということで、もう区切りをつけたということですが、それでは、トラブルというのは大分改善されているのではないですか。それであれば、もうDFRの中で、この地区が治安が悪いというような、その露天商がいることによって治安が悪いというような説明というのは、あまりよろしくないと思うのですが、どうでしょうか。

下村氏 今、露天商は組合がありまして、その、我々も組合とステークホルダー会議を開いているんですけども、彼らが一応統制するということでリーダーがいますので、その人たちと議論した際には、その露天商そのものが違法であるから治安が悪くなっているということではなくて、いわゆるマーケットに集まってくる人たちの中で犯罪があるということですので、露天商が固まることによって、固まって移動することによってその治安が悪い部分があるまま継続するというのではないし、これからそのツツバンモール、ツツバンの駅の周りは再開発されるわけですから、環境もよくなるということも含めて、その露天商の存在だけで、そのまま今後、治安が悪くなるということが継続するというふうには、我々は理解しておりません。

清水谷委員 ですから、逆に露天商、その人たちそのものについては、別に治安が悪くなる原因そのものではないということですか。

下村氏 そうです。

清水谷委員 ということであれば、新しい制度も入って、トラブルも減っているということであれば、その不法に占拠している露天商がいるから治安が悪いというようなタイプの説明というのは、削除されたほうがいいのではないですか。

下村氏 すみません、補足します。不法に占拠しているというのは、これは事実ですね。というのは、マニラ市が許可を与えていますけれども、彼らは国道に露店を持っていますので、これは不法であることは変わりはないんですね。ですが、彼らとしてはマニラ市からきちんと許可を持って営業を受けているということで、非常にダブルスタンダードで、表現が非常に難しいのですが、おっしゃるご指摘はごもっともだと思いますので、もう少しちょっと表現を考えて、ここはご説明したいと思います。

清水谷委員 その治安の悪化のことをしっかりDFRに書かれるのであれば、その部



分がどうやって取り除かれるのかというところは、しっかりロジカルにご説明していただきたいなと思っております。ありがとうございます。

それで、45、46は結構です。

早瀬主査 45、46、いいですね。

清水谷委員 はい。

早瀬主査 じゃ、谷本委員。

谷本委員 今の説明のあった点ですね。その辺はうまく表現をしてください。型として、営業許可を得ているということ、あるいは組合をつくって組織化しているということですね、これが一つのファクト。もう一つは、そういう状況でありながら、例えば道路を使っている、まさにそれは違法ですよ、そういう行為は。ですから、その辺をうまく書いていただければいいんじゃないかなと思います。

ちょっと私も読んでいて、非常に気になったのが、不法とか違法とか、そういう言葉がぼんと来るもんですから、その一方で許可を得ているとかあるもので、それ、うまく表現をしていただければと思います。

そういう意味で、ただ、ちょっとその「道路を占領し」とかね、まさに言葉の使い方をうまく、やはり使って、やっていただいたほうがいいんじゃないかな。ちょっと文章を読んでいて、ものすごい感情的な書かれ方をしたように感じたこともあったので、47、これは清水谷さんのまさに治安の問題も含めて、全体の書き方をうまくしていただければと思います。

以上です。

早瀬主査 ありがとうございます。

ちょっと、10分ほどここで休憩にします。あの時計の3時35分に再開ということで。

午後3時26分休憩

午後3時34分再開

早瀬主査 それでは、おそろいのようなので、再開いたします。

48からですか。48、石田委員、お願いします。

石田委員 48番ですけれども、ご説明ありがとうございます。そうすると、IECを受ける、IECの対象となるから、IECによっていろんな情報を知らされて教育を受ける人たちというのは、地方自治体なんですか。それとも、地方自治体と住民の2段構えなのでしょうか。そこがちょっとわからなかったので、クリアにしていただけますか。

渡津氏 制度により、フィリピンの政府による文書で示されているのは、これは対象は地方自治体、LGUになっております。ただ、LGUを通してコミュニティのほうに情報が一応移管されることは考えられるんですけども、このIECというものが指している対象は地方自治体になります。

石田委員 制度上は地方自治体となる。

渡津氏 はい、そうです。

石田委員 ありがとうございます。

早瀬主査 49番、お願いします。

松本委員 わかりました。オーケーです。

早瀬主査 いいですね。50番。

谷本委員 これで結構です。分けてくださいということで。

早瀬主査 51番。

清水谷委員 はい、わかりました。

早瀬主査 52番。

清水谷委員 52番は、回答を別紙にというふうに書いてあるけれど、これ、どういう資料ですかね。

若林 今、補足資料をお配りしております。コメント52対応と書かせていただいている、一番最初になります。

清水谷委員 わかりました。ありがとうございます。

早瀬主査 53番。

松本委員 「働きかけます」と書いてありますけれども、多分ガイドライン上はこれ、やっぱり英語だとまずいんじゃないですか。この辺の理解についてはどういうふうなんでしょうか。そういう、フィリピンで私いつも気になるのは、英語でいいだろうと。ただ、まあ今回対象となっている人の学歴等を考えて、本当に英語でいいのだろうかというところもあるのですが、この辺はどのように。

若林 回答にもありますけれども、ステークホルダー協議会自体はもうフィリピン語でやっていますので、その結果などを共有するのもフィリピン語で当然なされるものと理解していますので、実施機関にはその旨確認をとるように進めたいと思っていますし、確保されるように確認をとりたいというふうに思っています。

松本委員 要するにRAPに相当するもの、あるいはEIAに関するその言語について、フィリピン語では用意はされていないわけですね。英語だけでやられていると。せめてサマリー等についてフィリピン語で作成することは必要かなと思うのですが、ここは、「働きかけます」というのは、例えばモニタリング結果を公開してくださいというのは、これは確かにガイドライン上も絶対に公開しなければいけないようにはなっていないので、私もあえてその、働きかけてくださいねという助言になっているんですが。こことRAPやEIAの言語については、これはやはり現地の言葉でつくらないとまずいのではないですか。そうではないですか。そこのご理解は。

もちろん説明、基本的には説明というふうに書いていますが、その書類自体は現地の言葉でなくてもいいという理解ですか、JICAとしては。

篠田 審査部からお答えしますと、今まで、じゃあ現地の言葉で絶対に義務でつくりなさいとって全文を現地の言葉にしているかということ、ケースバイケースかなというふうに思っています。

ただ、委員ご指摘のように、その内容がステークホルダー協議で理解される必要があるということがあります。今まで、フィリピンのケースも含めてですけれども、多民族な場合になったときに、文書自体そのものを理解できないような人もいたりする場合は、こういう図とか、そういうものを使ってわかりやすく解釈するような資料を補足でつくったりとかしております。ただそのときに、じゃあRAP全文をととか、RAPのサマリーを全部その現地語に訳しているかということ、多分そういうことにはなっていないのではないかと。

つまり、一番やはり現地の人々が理解できる方策をやっぱり考えて、ステークホルダー協議でも説明するべきだというふうに理解をしております。

なので、あまり一概なお答えになっていないんですけれども、必ずそのRAP全文を現地語に合わせた形にきなさいというところまでは、ではないのではないかなと。ただし、やはりPAPsになる人が内容がわかっていないとステークホルダー協議もできませんし、そういった配慮はするべきだというようなことかなというふうに思っております。

松本委員 わかりました。じゃあ、そこはそれで、いいですね。今の何番でしたっけ、53番ですね。

54と55ですけれども、やはり気になっているのは、そのセンサスのときに55.7%が移転に前向きではないというふうに書いているけれども、その後の説明会のところで反対意見がないという記述になっていることなんですね。というのも、これ、説明会に出た数が、この第3回と書いてありますけれど、第3回は100人ぐらいでしたか。

若林 99名です。

松本委員 99名ですよ。これをもって社会的合意というふうに判断される根拠というところを、ちょっとさらに伺いたいんですが。

全体、1,090人というふうにかれまでおっしゃっている中で、この99の第3回ステークホルダーで反対意見がなかったということが回答に書かれている。1,090に対して99というのが、別に何%なら合意だというふうに明確なのがないにしても、やや、1,090に対して99が、必ずしも反対意見はないというふうに主張するのに十分というふうには思えないんですが。

若林 まず、第3回のステークホルダー協議会はきちっと周知をして実施もしているところですので、手続的には瑕疵はないのかなという理解なんですけれども、ご指摘のその対象参加人数ですね。こちらの方は、確かに対象母数との比較では10%程度ということではございます。

他方で、きちっとした手続を踏まえて集まっていたいただいたPAPsであり、その中でいろいろな意見が出て、そこを踏まえた結論として今回お示ししています。

読んでいただいてもわかりますように、全てバラ色として受け入れていただいているというわけではもちろんない状況がございますので、恐らくその総体としても、そ

ういった意見は多々あるであろうという想像はできます。

この100人であってもそういった意見が出てきているということは、手続を踏まえれば、それなりにその太宗の意見というものを反映しているのかなというふうに、我々は受けとめているところです。

繰り返しですけれども、それなりの懸念というか、そういったものが出てきているところで、それに対する対応、改善するといったものをしっかり整えていくということが求められているのかなというふうに理解しております、必ずしもその事業自体への反対というよりも、協議会等の結果を踏まえてしっかりとその移転に向けたその対応ですね、フォローアップをして対応策も検討していくということが重要なのかなというふうに考えておりますので、そういう意味で、実態として数は10%程度ではございますが、真っ向からその事業を否定するといったコメント、意見等ではないというところは、それをベースに考えさせていただくのは妥当なのかなというふうに判断しております。

松本委員 意見をもう書いていただいているので、私たちも理解はできるんですが、やはり、意見はありますけれども、それがどのぐらいの大宗を占める意見なのかは、さすがにそこからは読み取れない。例えば、中央分離帯に花を植えるのをやめてって、つまり、あれはそこに自分たち帰ってきたいということなんじゃないだろうかとか、でも、それはどのぐらいの人がそう思っているんだろうとか、想像したら切りがないところがあると思うんですね。

そこで気にしているところは、やはり本当のその住んでいるところの立ち退きであれば、文書による合意というものをとられるのが通常なんですけれども、今回その露天商と、違法ではあるけれども許可を得ている露天商の人たちに対しては、そういうプロセスは経ないということですか。

その営業場所を変えるということに対しては、ある種命令というか、合意ではなくて命令になると。ここはもう閉鎖するから、あちらで営業してくださいみたいなことになるのか、それとも、その通常の立ち退きに類した合意というようなものを文書でつくっていくのか。そのあたりはどうなんですか。

田野口氏 片平の田野口です。RAPの実施に当たっては、各ベンダーごとに、恐らく文書という形になると思います。そのような形で、証拠として残して、進めていくという形になると思います。

松本委員 わかりました。じゃ、それを前提に後でまた、助言文章を考えたいと思います。ありがとうございます。

56は、これで結構です。

早瀬主査 では、次は57ですが。

石田委員 57ですが、すみません、該当ページ、11-83でした、88ではありませんでした。ごめんなさい、間違えていました。

11-83を見ると、ステークホルダー協議に来ている方は、沿道住民という文字が私には見えなくて、第1回、第2回、第3回とも、呼ばれているのはみんな露天商、もしくは露天商代表者、または露天商管理組合という、全員露天商関係者なんですね。ということは、その沿道、その路線沿いには住民だとか、そういう商業を営むだとか、いわゆるオフィスのビルとか、そういうのは全然ないということですか。露天商だけ呼ばれている。

ご回答には「沿道のコミュニティの住民を対象に」と書かれておられますけれども、いただいた資料では「沿道のコミュニティの住民」という言葉が、私の資料にはないんですけれども。82、83、84、85と続きますけれども、全部その、みんな露天商なんです。

渡津氏 環境社会配慮の渡津です。前にもご指摘いただいたとおり、環境の部分と社会配慮の部分でちょっとオーバーラップしてしまっているんですけれども、後ろの今ご指摘いただいたところは、特に直接影響を与えるPAPsということで、に対する説明会の内容が記載されているんですけれども、それとは別にこの地域全体への影響として、ステークホルダー協議に関しては、11-57のほうで、地方自治体及びその沿道のコミュニティへの説明会を記載しております。

石田委員 こちらにありましたか。

渡津氏 はい、申しわけありません。

石田委員 後半部分であると、住民であることを入れているんですね。

渡津氏 はい。この沿道地域の状況なんですけれども、やはりオフィスというよりは商業関係の建物が多いような状況なので、露天商と、あとはコミュニティということで声はかけておりますけれども、こういったところで地域住民の声が拾えられているかなと思っております。

石田委員 すみません、先ほどの住民対象のやつは、何ページでしたか。

渡津氏 11-57です。11-57と、11-58。

石田委員 わかりました。ありがとうございます。

早瀬主査 では、その他に移ります。58番。

石田委員 これは第8章なんですけれども、すみません、私このあたりの定義に疎くて、ウィキペディアを引いて、0.14平米というのが書いてあったんですね。「立席定員」という言葉に対して、ご回答では、ピーク時乗車人員ということでは「強度限界の乗車人員」ということが書かれているんですが、それぞれ同じ意味だったんでしょうか。用語が違うけれども、同じものを意味するんでしょうか。「立席定員」というのと「強度限界の乗車人員」というのは同じという、そういう意味なんんでしょうか。

本多氏 こちらから回答してよろしいでしょうか。

石田委員 はい、お願いします。

本多氏 まず、「立席定員」という言葉の定義についてですけれども、通常、鉄道

車両は座席があって、座席、それに人が座った場合の、こういう通勤線ですとロングシートといわれる壁、窓に沿って長い座席があると思うんですけども、当然その車両の全体の面積から、座席と、それから座席の前に足が当然出ますのでおおむね20センチぐらいのエリアを除外して、残りの床面積に何人の人が立つかというのが考え方で、ご質問で立席定員の後に「7人/m<sup>2</sup>」と書いてあるのですが、「7人/m<sup>2</sup>」というのは、これは定員ではなくて、日本国内では立席定員というのは先ほど申し上げた床面積の上で、つり革あるいは手すりを持てる人の数というのを定員として定義します。今回の調査の中で扱っていますのは、床面積当たり、この回答のほうに書いておられますけれども、床面積、先ほどと同じような人が立てる面積当たりどれだけの人が立つかということで、国によってその採用する数字は違うんですけども、国により、あるいはそのプロジェクトによって決定されるんですけども、おおむね平均的な値としては、この回答欄に書いてあるとおりでございます。

石田委員 ということは、フィリピンに幾つもマストランジット走っていますけれども、みんなこの「7人/m<sup>2</sup>」という数字を使われているということですね。

本多氏 ええ、フィリピンではこの数字を使っているんですけども。

石田委員 ありがとうございます。オーケーです。

早瀬主査 59番。

長谷川委員 59番は、先ほどの28番のところで補足資料、別紙2ですか、これを使って、資料2ですか、説明していただいたので、理解しました。

早瀬主査 60番お願いします。

松本委員 オーケーです。

早瀬主査 61番お願いします。

長谷川委員 61番です。ご回答のほうで、大きな影響がないかどうかという、ないということを確認できるまでする義務があるということであれば、それ自体は認めます。

それで、調査団というか、側としては、とりあえず供用後2年間で提案するというふうに言っているんですけども、この2年間というのは、上のこのモニタリング義務の定義から言うと、このように言ってしまうといいのかなと逆に思ったりもしちゃいますけれども。

表がありますよね、11-54ページですかね。頻度とかモニタリングのというのは、工事中であれば自動的に何年間モニタリングやるかというのが決まっていますけれども、供用後に関してはなかなか、どこまでやるかというのは難しいと思うんですね。

この表のどこかに、供用後あるいは稼働フェーズのところに、別の欄を設けて、いつまでというふうなことは書くのはできないと思うので、例えば欄外にですね。ここにありますように、フィリピンの制度において、こうこうこういうふうな基準によって確認ができるまでやるみたいな、それが何か注意書きが、表外にどこか明記してあ

ればいいかなと思います。

それから、ここでの質問にはなかったのですが、住民移転のモニタリングですよね。これは11-81ページのほうに、こう載ってはおります。公害系、それから自然環境系のモニタリングと、それから、こういった住民移転にかかわるような社会環境系のモニタリングを分けて区別して書くということは、ある意味ではいいのかなと思いますけれども、この住民移転に関するモニタリングについては、やはり住民移転が終わった後にどこまでやるかというあたりは、ここに書いてあるようにあれですか、政府機関が問題ないか確認するまでやるという、こういう理解で、同じように理解してよろしいんですかね。

田野口氏 はい、同様な形で。

長谷川委員 そうですか。はい。わかりました。

早瀬主査 では、62番。

松本委員 了解いたしました。62、63、64、65と、まあ表記。全部オーケーです。

66ですが、まだよくわからないんですが、この「元の場所の上空」という説明なんですけど、上空かなというのが。

どういう階層の、ちょっと、どの地図を見ればいいのかと思って、どこか断面図が幾つかあって、どれを見ればいいのかと思っていたのですが、もし11章ですか、環境社会配慮、この中でももしどこかあればご指摘をいただければ、それを見たいのですが。どんな感じで。

田野口氏 片平の田野口です。RAPにかかる一番最初のページがございます。

松本委員 RAPですか。

田野口氏 失礼しました、59ページですね。ここの、ちょうど今その対象となるベンダーがいるところに、その道路の上空に。

松本委員 歩道ですね。

田野口氏 廊下みたいなものをずつつなげると。

松本委員 渡り廊下ですね。

田野口氏 そうです。

松本委員 両側のビルから、こう出てくるような渡り廊下ですか。

田野口氏 渡り廊下というか、ずっと道路上にもう、通路を設けてしまうと。要するに道路を何層かにしてしまうということです。

松本委員 同じですね。じゃ、クロスしないで、この同じ方向に。

田野口氏 ええ、そうです。はい。それを何層にも重ねるという計画を、マニラ市のほうでは持っています。構想の段階なのですが、その中の一層をベンダーに割り当てようということを考えていると。

松本委員 それは、その再移転のでしたか、将来でしたか。

田野口氏 将来です。

松本委員 わかりました。まあ何となく、わかりました。どうもすみません、はい。  
早瀬主査 ありがとうございます。

67番ですか。

谷本委員 先週、南北線のワーキンググループがあって、やはり同じようにこの、特に建設の本件の場合は維持管理ですよね。回答に書かれている一番最後の5行ですか、現時点では、やはりまだ予算体制が確保されていないということですね。確かに新しい維持管理運営会社が稼働する見込みですと、今セレクションをやっているんですね。上のほうで書かれています。このあたりはやはり、本当にレポートでしっかりと書いてですね、結論部分なり、あるいは提言なりですね。これ、フィリピン側に念仏にならない、なるかもしれませんが、やっぱり日本側は、JICAは、調査団はということで、ものすごく気にしていますよというのを伝えてください。これをぜひお願いします。

もう一度戻って、予算体制の確保されていないというのは、もう、要するに収入が少ないからですか。料金が低いからですか。はい。

ならば、ちょっと、これはLRTですね。MRTとかその辺の類似事業で、もう根本なのかね。根本問題なのかどうか、その辺もちょっと類似事業を当たってください。もう全てだめなら、やっぱりちょっと考え直していただきたいと、私は個人的にJICAにお願いしたいと思います。はい。厳しく、じゃ、主査に戻します。

早瀬主査 はい。では最後、68。

長谷川委員 ご回答ありがとうございました。これについては、経済評価というものがプロジェクト評価をする場合、意味があると、有効であるということが大前提としてのお話なんですけれども、これは13章の中に、プロジェクト評価の中に経済評価とございました。それで、第11章のほうでは、環境被害を防止するための経費について、表などで詳しく書かれておるんですけれども、当然、経済評価は、ふさわしいということであれば、このコメントに書いたように、このガイドラインに沿った、この原則ですよね。これはある程度、できるだけという、あるいは可能なというふうな書き方ではあるんですけれども、やはり何らかの形で検討をしていくということがあるかと思うんですね。

それで、13章を見たときに、このプロジェクト自体が意味のあるものかどうかというふうなことから非常に重要であります、その交通混雑をどのくらい緩和できるかとか、そういうことについては非常に詳しく便益として計算がなされています。便益側でこれができないとプロジェクト評価、経済評価にならないのでね、しっかり今回はやらざるを得なかったということがあるんだと思うんですけれども、であるならば、そのマイナス面の環境面の費用、あるいは便益についても、特に費用ですかね、やはりやるということも、公平を保つためにはあってもいいかなという感じはしたわけです。



それで、ご回答にあるように、まだその詳細、設計段階にならないと費用が確定できないとか、あるいはこの先いろんな機関との調整、協議を経ないとその辺まではしっかりと整理することができないとかいうふうな理由はあるのかなというふうなことは、ここから伺い知ることはできました。

ただ、こういったことは、こういったことだけに限らず、たくさん曖昧な部分はあるわけです。でも、やはり経済評価はこのF/S段階である程度はやって、EIRRが何かとか、そういったことはある程度出していこうということであるわけですから。それで、曖昧なものがたくさんある、そのためにその感度分析というものがあるということですね、それもしっかりやっておられます。感度分析が13-10ページですね。そういった曖昧さをもってしても、どのぐらいそのEIRRがある程度言えるかということの、これは一つの次善の策ですけれどもね。

そうしましたらば、先ほどの環境社会的な対策費はなかなかこれだというのが計算できなかつたり、それから、いろいろ調整しないと出てこないということはあるかもしれませんが、例えば費用として考えた場合は、環境費用がこの感度分析の30%というところ以内におさまるのかどうかというぐらいの、何か考え方ですよ。これをやっぱりどこかで言って、いろいろあってできないんだけど、可能な範囲という中でやった中ではこういう考え方で、感度分析という手法も使いながら、やはりEIRRはこのぐらいのところになるんじゃないかという、そういうところぐらいはどこかにあってもいいと思うんですね。

せっかく対策をしっかりとやってくれたり、それから経済評価というのも便益計算をしっかりとやってくれたりで、何か最後のそこだけちょっと尻切れとんぼというか、残念だなという思いがあったものですから。

このご回答のほうにもあるように、今後こういった分野は事例を積み重ねてやっていきますということがあるので、これを一つの事例にしてはどうかなというふうに、そう思った次第です。できないならできないという、これ、一つの事例にしていいと思うんですね。あるいは、できないけれども、こういう考え方でここまではできるということを言ってくると、ガイドラインが本当に意味ある内容になっているかどうか、この経済評価について一つのそういった事例になると思うので、もし、そこまでちょっと深掘りしてもらおうとありがたいなということです。

以上です。

早瀬主査 ありがとうございます。

では、一応終わりまで行きましたので、助言案について、最初から。

1番は谷本先生。

谷本委員 はい、必要ありません。

早瀬主査 はい。2番、必要ありません。これは直していただけるんですね。はい。もうこれで約束していただいたので、助言案には入れません。

3番も入れません。

4番。

谷本委員 はい、結構です、このままで。

早瀬主査 5番。

谷本委員 これで結構です。

早瀬主査 6番は、評価の方法を記載されたいということで、お願いします。

7番。

谷本委員 はい、結構です。

早瀬主査 8番。

谷本委員 はい、これも直していただいて、結構です、それで。

早瀬主査 9番。

谷本委員 はい、結構です。

早瀬主査 10番。

清水谷委員 検討します。

早瀬主査 11番。

松本委員 本調査の中ではないですけれども、このことをJICAに対しては助言として残したいと思っています。このまま、文案として。

早瀬主査 助言として残すと。

松本委員 はい。

早瀬主査 12番から19ですね。評価方法を再精査する。

清水谷委員 はい、精査するということなんですけれど、まず残しますが、ちょっと言葉が難しい、まだでき上がっていませんが、とりあえず、「代替案の検討において、以下の点を考慮して再検討し、その検討プロセスと結果を詳しくドラフトファイナルレポートに記述する」こと。

以下の部分についてですが、スケールの統一。括弧、点点点の有無、閉じ括弧、の評価においては、スケールごとの基準の明確化。

古賀 これではよろしいですか。括弧、点点点の有無というのは。

清水谷委員 点点点の有無という、有無までが。評価の名前で、何々の有無という評価があって、それを評価する際にはそのスケールごとの基準の明確化。

すみません、スケールの統一で一つ目。

二つ目が、鍵括弧で、点点点の有無と書いて、鍵括弧閉じ、の評価においては、スケールごとの基準の明確化。

三つ目、経済的側面においては、費用対効果の観点からの比較。

四つ目、A政策全体とBプロジェクトの実施と管理能力においては、重複性の回避。

絞り込み手法としては、多段階的手法の導入検討。です。

あと、ちょっと議論で言わなかったのですが、5のページで、5の場面で議論され...

...気候変動の貢献の部分が、二酸化炭素の排出にどれだけ貢献があるかどうかという1から3までの評価がされているんですけど、実際にその交通機関がどういった能力で動くのかというところで単純に比較されているようなんですけども、実際にそれが電化車両であっても、その電力がもともと火力発電でCO<sub>2</sub>を出ているものですから、そのあたりを考慮すると1から3の数字でこんなに開きが出てこないと思うんです。だから、実際に交通機関が今現状にない時点で、どれだけそのCO<sub>2</sub>を使うような手段で、何万人という人たちが行き来しているのかというようなところを考慮することを含めるべきと思いますが、質問表の中に気候変動への貢献というのは書いていないんですけど、その部分も、もし検討として頂きたい。

若林 今、その気候変動のところに関しましては、恐らく6番の早瀬委員のところのご質問に対して、一応どういった形で気候変動緩和への寄与を評価したかで、今回、回答としてはあくまでも定性的に評価をしていますというご説明を加えさせていただいていて、これがちょっとレポートには入っていないので、そこを入れますという形の助言対応になろうかなと思っていますけれども、そこに、恐らくその定量的に詳細な分析をこれからというのは難しいと思っておりますので、考え方をはっきりさせるという形でよろしいかどうかで。

清水谷委員 そうですね。よろしいです。考え方をはっきりさせるという形で.....。

若林 わかりました。

清水谷委員 具体的には、ちょっと持ち帰ってしっかり文章をつくらせていただきます。

石田委員 すみません、12番、これは今の助言の上から4行目、DFR、書いていましたっけ。

清水谷委員 ドラフトファイナルです。

石田委員 FRじゃ.....。

清水谷委員 FRです。ドラフトじゃなくて、ファイナルレポートですね。

早瀬主査 では、それで12から19まで。

石田委員 はい。

早瀬主査 次、20お願いします。

清水谷委員 結構です。

早瀬主査 21。

清水谷委員 21は、これは長谷川委員のと一緒にさせてもらいたいんですけど。

長谷川委員 22ですか。

清水谷委員 はい、21と22.....。

長谷川委員 これは、プロジェクト5ということと、それから、私のこの三つの代替オプションというのは、それと関連しているんですけどか。

清水谷委員 はい。

長谷川委員 私、ちょっと3章のほうをじっくり読んでいないものですから。

清水谷委員 プロジェクト5、オプション5に絞られた後に、その後、代替案の検討がされていまして、それがフロントターン方式と、バックターン方式になっていまして。

長谷川委員 だから、清水谷さんがおっしゃっているのは、プロジェクト5に絞り込む過程の話ですよ。

清水谷委員 そうですね。

長谷川委員 私は、プロジェクト5に絞り込まれた、その後のことをまた言っているんで、ちょっと分けてもいいのかなという気もするんですけども。

清水谷委員 実際には、私もそのプロジェクト5において、絞った後にどういうふうなオプションがあるのかというところで、このフロントターン方式とバックターン方式だけの検討というのは少し、違和感を感じたので、どちらかという私の意図も、プロジェクト5、オプション5に絞り込まれた後に、代替案の比較検討という部分で。

長谷川委員 私、考えているのは、そうしますと、それもリンクさせるとですね。この22番の最初のところに、プロジェクト5に関する三つの、この文章ずっときましてですね。何とかか何とか望ましいと判断する際、オプション1・2のマイナス何とかとか、そういった、最後のところ、大気汚染をどのように比較考慮したかについて記載すること、というふうに単純に助言案としてどうかなと思ったのですが、いかがですかね。

清水谷委員 わかりました。

早瀬主査 プロジェクト5に絞り込んだ後。

長谷川委員 ええ、そこまでいっても結構ですし、これは「プロジェクト5の」という、単純にちょっと。

清水谷委員 ああ、そうですね。

長谷川委員 ええ。

清水谷委員 私の意図は、そのプロジェクト5に絞り込んだ後に、そのフロントターンとバックターンという方式に、簡単にもう絞られて、簡単に議論されているんですけど、その立体的な考慮とか、いろいろほかにも検討があったのではないかなと、そういった意味で、どうですかね。

長谷川委員 そうすると、オプションがこれ以外にもあるんじゃないかという話までいくわけですか。

清水谷委員 そうです。それ、分けたほうがいいですか、そうすると。でも……。

長谷川委員 ですから、オプション出しの話ですよ。清水谷先生。

清水谷委員 はい。

長谷川委員 私はオプションは一応この三つに固定して、その中でどうかという…  
…一緒になりそうな気もしますから……。

坂口 すみません、委員ご指摘の点なんですけれども、プロジェクト5に絞り込んだ後の代替案の検討なのですが、ご存じのようにもう1キロ弱の非常に短い区間ですのであまりこちらに線路をいろんな角度に敷くとか、そういった検討はそもそも現実的ではないと判断しまして、その中でこちらに書いていただいているフロントターン方式とバックターン方式の検討が現実的に行える検討であると、選択としてとり得る現実的なオプションとして検討しているということになります。

清水谷委員 では、その説明を加えていただく……

長谷川委員 では、この三つのオプションを選定した理由とともに、ですね。理由とともに、三つの代替オプションの中からオプション1を選択した云々かんぬんということですか。それでよろしいですかね。

清水谷委員 はい、すみません。そのとおりに……。

長谷川委員 ですから、22番の、どうしましょう、22番の最初のところに、「プロジェクト5の三つの代替案オプションを選定し」、そうですね、はい、結構です。

早瀬主査 では、とりあえずその形で。

23に移ります。

長谷川委員 23と24は、削除して結構です。

早瀬主査 25。

松本委員 最後に、表記は、これを生かして、「表記は避けること」と。

早瀬主査 26。

松本委員 26は、その冒頭からいきますと、「店舗を構えていない売り子」までは生かして、「店舗を構えていない売り子の実態と、配慮の必要性・具体策について、FRに記述すること」。

早瀬主査 27。

長谷川委員 これも削除して結構です。

早瀬主査 28。

長谷川委員 28は、後の59とかかわりがありますので、59と後でリンクさせた形で提案させてもらいたいと思います。

位置なんですけれども、今あるスコーピングマトリックス、マトリックスというか、スコーピングだけじゃないので、やっぱりその他の位置づけがいいかなと思って、そのように考えたのですが、それでよろしいですか。

じゃ、28はこの時点では削除ということですかね、はい。

早瀬主査 29。

谷本委員 結構です、これで、削除で。

早瀬主査 削除。

谷本委員 はい。

早瀬主査 それでは、30。

松本委員 30も、このとおり書いていただければ。

早瀬主査 31、32は削除。

33。

石田委員 33は削除していただいて。

早瀬主査 はい。

石田委員 34、助言として残します。

早瀬主査 34、残す。

石田委員 文章が、回答でつくっていただいたものを使って、「ジープニー、トライシクル営業者の生計に及ぼす影響について、スコーピング及び影響評価の調査結果に記述をすること」。「記述すること」は、それは統一していただければいいんですが、「追記」でも何でもいいんですが、そういうふうにしたいと思います。

早瀬主査 はい。35。

石田委員 35、36、結構です。削除してください。ありがとうございました。

早瀬主査 はい。37。

松本委員 以下のようにしたいと思います。完全に新しい文章になりますが、「用地取得・住民移転方針において、移転をする、移転を必要とする人への補償が狭められないようにすること」。まあ、もしくは「狭められる」はやめて、人への補償が、行われないうにしちゃいけないんだから、何て書けばいいんだ。「移転を必要とする人への補償が」……。

早瀬主査 排除されない。

松本委員 そうですね、「排除されないようにすること」。まあ、「限定」がいいですね。「補償が限定されないようにすること」。

早瀬主査 38。

松本委員 38は、このように修正していただくということで、結構です。

早瀬主査 39。

松本委員 39は、26で対応済みということです。

早瀬主査 40。

松本委員 40番は、ちょっとよろしいですか。新しい文章ですね。「DFRとRAPの貧困層のデータを統一すること」。

42、43、44と、若干面倒ですがおつき合ください。新しい文章です。

三つ、踏まえて、三つ新しく文章ですが、一つ目。「露天商の収入損失に対する補償内容と受給権利者について、整理し直してFRに記述すること」。それが一つ目です。

二つ目が、「仮移転及び再移転後の露天商の生計変化をモニタリングし、必要な場合は移転後1年以内であっても支援策を実施すること」。

最後、三つ目。「再移転地の整備が遅れた場合も、露天商への補償が継続されること」。あれかな、何か受け身にしないとな、「への補償を継続すること」かな。

篠田 若干悩ましいのは、42、43で、いただいている助言は理解もちろんするんですけど、支援と補償自体をJICAがやるわけではないので、何かこう、どういう形で締めるのがいいかなというのがちょっと悩ましいのですが、支援策を実施するのはフィリピン政府なので、「支援策を実施するよう求める」とか、そういう形にしても本意は変わらないでしょうか。

松本委員 ええ。「支援策を実施するよう求めること」。ただし、これってガイドラインに即して言えば必要だということなので。

篠田 と、認識されると思われれますので、強く、ここのニュアンスがより強く出るといいということなんですけれども。「実施すること」となると、実施する主体ではなくなってしまうので、ちょっと助言としては若干正しくないかなと。「支援策を実施するよう求めていく」と。「申し入れる」だと少し弱いので、「求める」ほうがよろしいのかなと思ったんですけれども。

松本委員 本来であれば、「支援策を実施するようFRに記述すること」なんですよ。つまりFRというのは支援策を書くわけじゃないですか。こういうような、1年間の低利融資のこういうことをやりますよとか、そういうものが盛り込まれるので、RAPでもいいんですけど、まあこの場合はFRに……じゃ、「支援策を実施する旨、FRに記述すること」でいいですか。

篠田 はい。

松本委員 それで、下も。

篠田 「継続するよう」。

松本委員 ええ、「継続できるよう」か。「遅れた場合も」、「継続できるよう」、「FRに記述すること」でいいですか。

篠田 はい。

早瀬主査 44まで終わりましたね。 45。

清水谷委員 45、46も……結構です。

早瀬主査 47。

谷本委員 47も、これで結構です。

石田委員 48も削除してください。

早瀬主査 はい。49。

松本委員 49、このまま残してください。

早瀬主査 はい。50。

谷本委員 これは、整理してくださいということで、結構です。

早瀬主査 51。いいですか、51。清水谷先生、51はよろしいですか。

清水谷委員 すみません、51、結構です。

早瀬主査 52。

清水谷委員 52も、結構です。

早瀬主査 53。

松本委員 ちょっと文章を変えますが、そこに、本文のところですね。「被影響者の学歴等を考慮し、移転計画を公用語であるフィリピン語でも作成するよう働きかけること」。

早瀬主査 54。

松本委員 54、55、またちょっとすみません、新しい文でいきます。新しい文じゃなくて、最初、私の最初のコメントの冒頭の、「PAPsの55.7%」から「書かれている」の最初の文だけ生かしますが、ちょっとコピーしていただいて、「書かれている」と。「一方、補償方針や移転先を提示した第3回説明会には、PAPsの10%以下しか参加していない」。まあPAPsなのかPAU、まあ、しか参加していない。「PAPsへの合意形成を慎重に行うこと」。これは書面で確認するという、さっきのことがお答えなのかと思うのですが。

それから、その次ですが、「仮移転地の候補にほぼ合意している主体をFRに明記すること」。これはそのPAPsの合意とまでは言えないだろうという。

以上です。

早瀬主査 56はよろしいですか。

松本委員 結構です。

早瀬主査 57。

石田委員 57、58、削除してください。

早瀬主査 はい。59。

長谷川委員 先ほどの28番とリンクさせますが、ちょっと全く新しい文章になるかと思えます。読み上げますので。

「フィリピン国制度、あるいはJICAガイドラインに基づく複数の影響予測評価表が混在することから、相互の関係性や整合性をわかりやすく整理・記述すること」。

早瀬主査 はい。60はよろしいですか。

松本委員 大丈夫です、はい。

早瀬主査 61。

長谷川委員 61は、基本的に私のコメント文をそのまま使うんですが、一番最初に「社会環境項目も含め」と入れてください。「社会環境項目も含め」、稼働フェーズかな、供用時でもいいんですが、まあ稼働フェーズを残しますか。ずっと来て、「継続すべきか」、「調査期間」についても言及すること」。

以上です。

早瀬主査 「どの程度継続すべきか」と「調査期間」というのは、重複ですね。整理できそうですね。

長谷川委員 じゃ、どうしましょうか。「モニタリングの「調査期間」についても」、「継続すべきか」をとってください。



早瀬主査 62。

松本委員 いいです。

早瀬主査 はい。63。

松本委員 結構です。

早瀬主査 64。

松本委員 結構です。

早瀬主査 65。

松本委員 はい、結構です。

早瀬主査 66。

松本委員 結構です。

早瀬主査 67。

谷本委員 67は、今、一つ入れてください。これは最初のほうの全体事項に入れていただいたらいいのか、あるいはその他に入れていくか、これは主査の判断にお任せします。

ちょっと古賀さん、いいですか。

古賀 はい。

谷本委員 私のコメントの一番最後のところですね。「供用後の維持管理体制については、類似事業をも参考にして」を入れてください。それで、「その課題並びに対策をFRに記載すること」。そういう形でまとめてください。よろしいですか。

早瀬主査 最後、68ですか。

長谷川委員 68も私もコメントを一部使います。最初の2行目から「また」まで消しちゃって結構です。それで、ずっときまして、最後の「対応したか」の次に、「。」をとってもらって、「対応したかについて、FRに記載すること」。

早瀬主査 ありがとうございます。

じゃ、まだちょっと時間ありそうですから、助言案、最初から通して見てみましょうか。それで終わりたいと思いますが。

最初、6番ですね。その質問の部分、私の質問の部分の、表4-1からということで影響が挙げられているが、その評価方法について、まあ、その評価方法をファイナルレポートに記載されたいと。よろしいですかね。

次が、11番ですね。

松本委員 暗黙のところとして、この調査というよりは、やはりJICAに対しての将来的な課題という位置づけであるという。

早瀬主査 12番から19ですね。

清水谷委員 まだ不完全ですけど、ちょっといいアイデアが。

早瀬主査 とりあえずこれで。

22。26。

古賀 すみません、26についてなのですが、ちょっと先ほど調査をしたいということで申し上げたんですけれども、再度、調査団の方とも実際にどういった調査が可能かということで話をしたんですけれども、例えばマニラ市のほうでも、こういった移動しながらの売り子については恐らく実態をつかんでいないのではないかなというようなこともありますし、実際、一度、現地にコンサルタントが入って捕捉をしようとした中でも、なかなか非常に難しかったといった実態はあったということなので。

篠田 多分、具体的なセンサス調査みたいなのが極めて難しいということです。

松本委員 「調査」という言葉を避けたんです。最初、僕が「調査」と書いておいたんですけれど、お話を聞いて、やっぱり実態を書いてほしいなと。それから、「必要性」という言葉を入れたのも、要するに必要だと思っているかどうか、その根拠が何かはやっぱり書く必要があるだろうと。

つまり、センサス調査はできないであろうけれども、可能な方法で、店舗を持っていない売り子の実態について記述し、その記述に基づいて配慮が必要かどうかを合理的に書いていただく必要はあるかなと。

そこはもう、あとは調査団がどこまでそこを書き込めるかは、私としては書いてほしいと、やっぱりいるわけですからね、店舗を構えない売り子の人たちは、間違いなく。

早瀬主査 その「売り子について可能な限り実態を把握し、それに基づいて」というふうな表現だったらいいんですかね。

松本委員 その「可能な範囲」というのが必要であれば、FRの前に「可能な範囲で」というところになりますけれども。でも、当然、不可能なことはできないわけですから。

田野口氏 ちょっと申し上げていなかったんですが、ローカルコンサルタントに調査に入る前に、そういう連中も含めて調べてくれという指示は出しているんですけれども、違法のについては、非常に難しいので無理だというふうに言われていますので、ですので……

松本委員 そのことも含めて書いていただいたらいいんじゃないですか。

田野口氏 その、どこまでですね、これからいろいろ当たってみるにしても、ちょっと、どこまでのご報告ができるかという保証が今、できないです。

松本委員 いや、我々もガイドラインに従って助言をしているだけです。違法かどうかということとは関係なく、こういう実態は把握してということですので、このぐらい把握してましたというところを今の状態で書いておいていただくのがいいのかなと。

やはり、後からもしそういう人たちが何かを言ってきたときには、確かにそこは把握、こうしようと思ったんだけどできなかったのであって、その不作為は、その、やむを得なかったものであって、じゃあ後から対応しましょうということも言えるわ

けですので。ただ、この段階でどうであったかは書いておいていただければというふうに思います。

なので、「新たな調査を行うこと」とも書いていませんし、やっぱり、あくまで実態について可能な範囲で書いておいていただきたいと。いるのか、いないのかと。例えば、調査をしている範囲ではこんな感じだと。例えば、我々はよくやりますけれども、例えば1時間ぐらいそこに休みの日にいたら、何人ぐらいの人が売り子として寄ってきたと。この程度の人たちがいるということは、現実としてはいるであろうけれども、実態としては把握しがたいというようなことかもしれませんし、いろんな書き方はあり得ると思うんですが、何も無いというのはちょっとまずいかなと思っていますので。

もっと言うと、ここに書いてある回答のような書き方も、かつてはこういう書き方だったかもしれませんが、実態を把握していないけれど大丈夫だというのは最も説得力がないので、実態は把握していないということなのかなと思いますので、その記載のみですけれど。こういうコンサルタントによって調査を行おうとしたけれども、現実にはそれも不可能であるということで、仮に実施後、何かそういうものが合理的に説明された場合については対応を検討することも可能である。例えば、その苦情申し立てのメカニズムの中にはそういうものも入れますよとか、何かこう、実態が把握できないという実態とセットで、将来的な何か対応策がビルトインされていれば、ガイドライン上は問題ないのかなというふうには思いますけれども。ご説明になっていきますか。

早瀬主査 はい。頑張ってください。

坂口 はい。可能な範囲でできることを確認をすることで、対応いたします。

早瀬主査 次、じゃあ34番。

石田委員 これでいいと思いますけれども。

早瀬主査 はい。37番。

松本委員 はい。

早瀬主査 40番。42、43ですか。41。

松本委員 はい。大丈夫です。

若林 今のところで確認ですけれど、41から43ではなくて、42から44に入れかえてほしいんですけども。ずれている。

篠田 1個ずれていますね。

松本委員 確かに。

若林 41、42、43を、42、43、44に、それぞれ1個ずつずらす。

古賀 はい。

松本委員 まあ、もうまとめちゃっているんですけどね、実際に。

つまり、41について、言っていないということか。うっかりしていました。確かに。

すみません、じゃあ41、言い忘れたということで。私のほうのやつをコピペして削っていった方が早いと思いますので。

ずっと最初のほうは要らなくて、「「移転前後の賃料の差額を補填する」期間を、FRに記載すること」。見直してよかった。最初の鍵括弧、要らないですね。すみません。

それで、42、43、44です。はい。

早瀬主査 49番。

松本委員 はい。

早瀬主査 53番。

松本委員 はい。何かやたら私、多いですね。

早瀬主査 54番。

松本委員 ちょっと接続詞をというか、副詞句を入れて、最後の「PAPsへの合意形成」の前に、「以上の状況から」。わかると言えばわかるんですけども。「PAPsへの合意形成を慎重に行う」。

早瀬主査 55番。

松本委員 はい。

早瀬主査 59番。

長谷川委員 はい、結構です。

早瀬主査 61番。

長谷川委員 はい、結構です。

早瀬主査 「供用」ということで、よろしいですかね、言葉は。後に「供用後」という言葉は出てきますね。

長谷川委員 表の中で「稼働フェーズ」という言葉が使われていたので、そのままやったのですが、あまり使いませんよね、これね。「供用後」でいいですか。

早瀬主査 「供用後のモニタリング期間」。

長谷川委員 ええ、「供用後のモニタリング」でいいですか。はい。

早瀬主査 供用ってこの場合……。

長谷川委員 「モニタリングの」の、「モニタリング」の「の」は要りませんかね。「の」「の」でみっともない表現ですから。「モニタリング」。

谷本委員 「期間」でいいんじゃないですか、もう、「調査」も要らない。

長谷川委員 そうですか、「モニタリング期間」にしますか。鍵括弧もなしで。

谷本委員 はい。

長谷川委員 はい。結構です。

早瀬主査 67番。

谷本委員 これで結構です。

早瀬主査 68番。

長谷川委員 結構です。

一応、「されたい」というふうな語尾があったので、全て「何々すること」に今のうちから統一するようにお願い。

古賀 ごめんなさい、もう一回よろしいですか。

長谷川委員 助言案で「何々されたい」という語尾が幾つかあったんですよ。これはもう今のうちから「何々すること」というふうに統一されて、よろしいですか。

古賀 わかりました。

松本委員 あと、ちょっとこの「言及」は「記載」ですかね。どこかに「言及」ありましたよね。

長谷川委員 「言及」ありましたね。「言及すること」は、それ1個かな。

松本委員 これですよ。

長谷川委員 いや、これ「言及すること」ですよ。

松本委員 「FRに記載すること」ではない。

長谷川委員 まあ、それでもいいですけどね。

松本委員 これ一つだけだったので。

長谷川委員 「されたい」というのはあった、ほかに、「何々されたい」というのは。ええ、これいいですよ、「FRに記載すること」。

なぜ「言及」かということ、表があって、あそこへ「期間」と設けて設けるんじゃないかと、表の欄外にこうこうこういう事情で、法律に基づいてはこうなっているというのを、注意書きで入れるというふうなニュアンスがあったので、「言及」という言葉を使ったんですね。

松本委員 そうですね。じゃ、そうしますか。

長谷川委員 ええ。ちょっと、できるだけ記載という言葉を残しているとありがたいですが。

松本委員 わかりました。ささやきです、余裕がある。

だそうですので、「言及」で。柔軟に対応してよろしいと。

早瀬主査 じゃ、一応、今日のところはこれで閉会ということになります。

事務局のほう、お願いします。

篠田 お疲れさまでございます。

本日の助言案につきましては、5月8日の全体会合での確定を目指しておりますので、事務局からの第1案を明日までにお送りするようにいたします。途中、ゴールデンウィークを挟みますが、1週間と少しの日程で、とりあえずその締め切りとして、皆様にメール審議いただく締め切りとして、5月1日という形でさせていただければと思いますが、もちろん5月8日が助言委員会ですので、その後もし継続するようでしたら、継続するものがあるようでしたら、その後も使っていただければと思います。ただ、1日以降6日まで一応ゴールデンウィークに入って、ワーキングデーとしては7、8という形

で、8日が助言委員会になっておりますので、5月1日という形でとりあえず1回閉めさせていただいて、状況を見させていただければと思っております。

皆様よろしいでしょうか。

それでは、長い間お疲れさまでした。どうもありがとうございます。

午後4時57分閉会